

今年もがんばったクリーン&グリーン作戦

# 美しいまちは

いよいよ7月1日から

**愛犬のウンチくん どうしていますか？**

先ごろ、狂犬病予防集合注射の会場で、飼い犬の散歩時におけるふんの後始末について実態調査を行いましたので、その結果をご紹介します(右図)。

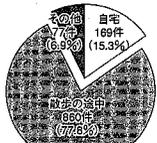
調査の結果、飼い犬が散歩中にふんをしたとき、持ち帰ると答えた人は八割に過ぎず、一割の人がふんを持ち帰らず、その場に残すと答えました。

この調査は来年も実施し、条例施行の前で変化を探る予定です。

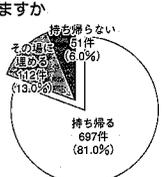
犬のふんは決して衛生的ではありませんし、誰だって自分の家の前にふんがあったらいい気分はしないでしょう。犬がふんをした

**飼い犬のふんの後始末実態調査**  
平成11年5月19日現在、回答総数1106件  
市民生活課調べ

Q1 飼い犬はどこでふんをしますか



Q2 散歩時のふんはどのようにしますか



Q3 回収したふんの処理はどうしていますか



## こちらも7月1日から

### ペットボトルの資源ごみ収集について

- 収集開始日 7月1日(木)から
- 収集日 ほかの資源ごみと同じ日で、毎月2回収集します。
- 収集場所 各ゴミステーションの「ペットボトル回収用コンテナ(灰色)」
- 出せるもの リサイクルマーク(上図参照)が付いているものに限ります。※出せるものでも、中身を食用油や洗剤などに詰め替えたペットボトルは出せません。
- 出せないもの (従来通り燃えるごみとして出してください) しょうゆ以外の調味料(たれ、ソース、マヨネーズ、ケチャップなど)、食用油、非食品(洗剤、シャンプー、医薬品)
- 出し方
  - ① ペットボトルは軽くすすいで乾かしてから出してください。
  - ② キャップは必ず外してください(ラベルははがさなくても結構です)。
  - ③ つぶして出しても構いません。
  - ④ コンテナに出すときは、ビニール袋などに入れたままださずに、ペットボトルだけ出してください。
- 問い合わせ 市民生活課環境衛生係(内線232)へ。



必ずすぐに回収してください。

### 美しいまちづくりはあなたの行動から

以上のように、美しいまちづくりを進める新津市にとってポイ捨てや犬のふんが克服すべき問題となつていことがお分かりいただけたでしょうか。

● 問い合わせ 市民生活課環境衛生係(内線233)へ。

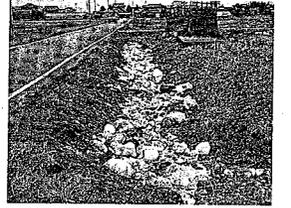
よその犬が玄関の前にふんをして、そのまま立ち去っても平気ですか？

誰だってこんなことをされたらいい気分はしないでしょう。ポイ捨てや飼い犬のふんの放置をするのは人間のモラル(道徳・倫理)の問題です。モラルがまちが汚くなるなら、モラルをまじめにきれいにするにこだわることができるはず。

ポイ捨て等防止条例の目的は違反者の処罰ではありません。美しいまちにするために、当たり前のように行動から見つめてみてください。

# 一人ひとりのモラルから

## ポイ捨て等防止条例がはじまります。ペットボトルの資源ごみ収集が始まります。



1つのごみがほかのごみを誘う

**美しいまちはポイ捨てでは台無し**

近年、市民の皆さんの積極的な緑化運動や、道路や下水道などの社会基盤の整備により、町並みがきれいになり、住み良い環境になってきました。

ごみ問題にしても指定袋制を通じてごみの減量化や再資源化、ゴミステーションの美化が進み、環境面や衛生面で成果を上げています。

しかし、ちょっと目をそらしてみると、道路わきや河川敷などには空き缶やガラスびん、たばこの吸い殻などの「ポイ捨て」がされています。古タイヤや家電製品などが捨てられている所もありです。また、道路や公園などに放置された犬のふんも後を絶たず、不衛生かつ不愉快な思いをさせられる原因になっています。

こうしたポイ捨てや犬のふん



クリーン&グリーン作戦で集まったごみの山

### うれいプレゼントBOX!

狂犬病予防集合注射に併せて、犬ふんの後始末が簡単にできる「ウンチパック」を飼い主にプレゼントしました(協力=新津市保健所管内狂犬病予防推進協議会、新潟県動物愛護協会新津支部)。

これは、ふんを回収した紙袋ごと水洗トイレに流せたり、家の敷地内の土中にも埋めるたりすることができ、市内のホームセンターや薬局、新津市公衆衛生協会の物資あussen販売などで売っています。

※ポイ捨て等防止条例は、ウンチパックの使用を義務づけるものではありません。



**クリーン&グリーン作戦の結果から**

毎年春に行われている「クリーン&グリーン作戦」が、今年も四月二十九日に行われました。今年は、八千六百三十七人の市民が各地区に分かれて参加し、市内全体で十六・二七七のごみが回収されました。そのう

### 飲料系自動販売機の美態調査から

条例の施行に先立って市内に設置されている飲料系の自動販売機の美態調査を行ったところ

ち、燃えるごみが六・〇四ト、不燃ごみが一〇・二三トでした。昨年と比べると総量で二・〇九トの増加となりました。このことからポイ捨てが増えていることが分かります。

● 罰則

まず、違反しないように「指導」や「助言」がなされます。違反者には「命令」がそれぞれ書面で出されます。命令にも従わない人は罰金(たばこの吸い殻、空き缶などのポイ捨て…5万円、犬の飼い主の遵守事項違反…3万円。金額は全て最高額の場合)が課せられます。

次のような結果になりました。

- ・ 設置箇所数 約360箇所
- ・ 設置台数 約700台
- ・ 回収容器未設置箇所 約90箇所(回収容器の材質がプラスチック・金属製以外のものを含む)

今回の調査によって、回収容器が設置されていない箇所が約九十箇所もあることが分かりました。

捨て場を失った空き缶はポイ捨てにつながる危険なことから今後設置を促していきます。

### ポイ捨て等防止条例の要旨

- ポイ捨てを防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境を守り、清潔で美しいまちをつくることを目的とします。
- ① **ポイ捨ての禁止**  
市民など(市内通過者も含む)は、空き缶や空きびん、たばこの吸い殻などをポイ捨てしてはならない。
  - ② **回収容器の設置義務**  
自動販売機によって飲料を販売する事業者は、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。
  - ③ **犬の飼い主の遵守事項**  
飼い主は、ふんを処理する用具を携帯するなどして、ふんを即時に回収しなければならない。また、公共の場所などの砂場にふんをさせてはならない。